

**宇都宮市災害時要援護者
対応マニュアル**

**平成 18 年度
宇 都 宮 市**

目次

	ページ
第1 策定の趣旨	
(1) 目的	1
(2) 位置付け	1
第2 基本的考え方	
(1) 地域との連携のあり方	1
(2) 福祉避難所のあり方	1
第3 要援護者の定義	1
第4 平常時の体制整備	2
1 宇都宮市災害時要援護者支援班の設置	2
2 地区要援護者支援班の組織	4
3 災害時要援護者登録制度	4
4 災害情報伝達体制の整備	8
5 福祉避難所の確保	9
6 要援護者の防災知識の向上	9
7 避難支援者の育成	9
第5 災害発生時の対応	10
1 災害発生の可能性が高まった段階から避難（風水害）	11
2 災害発生後～6時間までの対応（風水害及び震災）	12
3 避難救命期（6時間～72時間）の対応	12
4 応急対策期（72時間～1週間）の対応（風水害及び震災）	14
5 復旧期（1週間～）の対応（風水害及び震災）	14
6 復興対策期（2週間～）の対応（震災・必要に応じて風水害）	15
(様式1) 災害時援護希望申込書（兼台帳）	17
災害時援護希望申込書（兼台帳）（裏面）	18
(様式2) 宇都宮市災害時援護希望者リスト	19
資料1 宇都宮市地域防災計画より抜粋	20

第1 策定の趣旨

1 目的

近年、集中豪雨や地震等の自然災害により、ひとり暮らし高齢者など「災害時要援護者（以下「要援護者」という。）」の被災が相次いで発生しており、本市における要援護者に対する支援体制を整備することにより、風水害や地震等の自然災害が発生した場合に要援護者に対し、迅速かつ的確な対応が図れるよう策定する。

2 位置付け

「宇都宮市地域防災計画」第1章災害予防計画の「災害時要援護者支援計画」及び第2章災害応急対策計画の「災害時要援護者対策計画」（資料1参照）を具体化し、要援護者のうち高齢者・障害者に対する支援体制の整備を図るためのマニュアルとして位置づける。

また、この対応マニュアルは、随時、関係機関等で内容を検討し、適宜、見直しを行なうものとする。

第2 基本的考え方

1 地域との連携のあり方

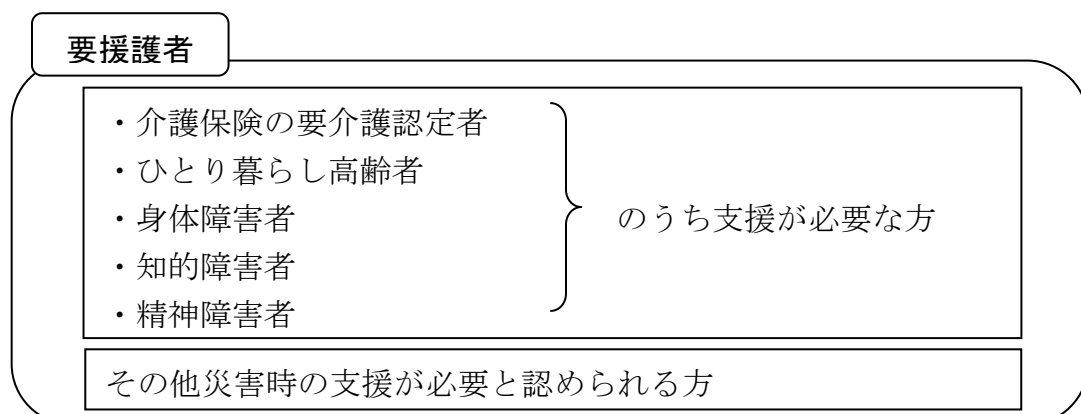
災害が発生した初動期において、行政だけでは要援護者を避難誘導することには限界があるため、平常時をはじめ、災害発生時における地域の役割のあり方について、本市の具体的な取り組みを示すものとする。

2 福祉避難所のあり方

災害による避難時において、要援護者に身体介護や健康相談など、日常生活に必要な生活支援を行うための「福祉避難所等」のあり方について、本市の具体的な取り組みを示すものとする。

第3 要援護者の定義

本マニュアルにおける、「要援護者」は、高齢者（概ね65歳以上）、障害者等のうち、支援を必要とする方々とする。



1 平常時の体制整備

(1) 宇都宮市災害時要援護者支援班の設置

保健福祉部内に設置・・下図参照

(2) 地区災害時要援護者支援班の組織

自主防災会単位に設置(37地区)・・下図参照
自治会・民生委員・福祉協力員・老人クラブ会員等を中心に活動

(3) 災害時要援護者登録制度

援護希望者台帳による登録(要援護者・避難支援者)
要援護者情報の把握, 共有及び活用

(4) 災害情報伝達体制の整備

多様な災害情報伝達手段の確保

(5) 福祉避難所等の確保

地区福祉避難所
(避難所の一部に一定の配慮のされた部屋又はエリアの確保)
拠点福祉避難所(地区市民センター等)
民間社会福祉施設等の避難所としての活用
(災害時における要援護者の受入れ協力施設の確保)

(6) 要援護者の防災知識の向上

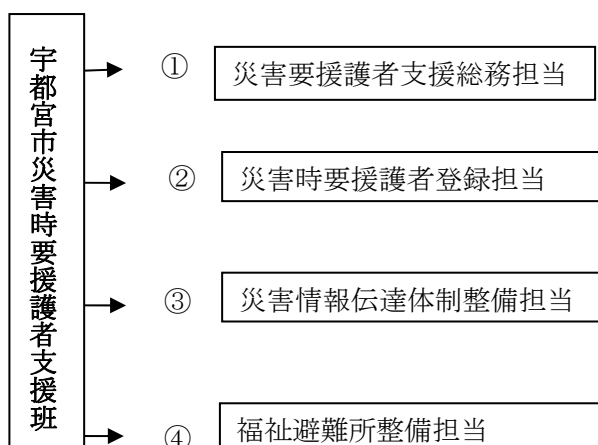
(7) 避難支援者の育成

1 宇都宮市災害時要援護者支援班の設置

要援護者の支援業務を的確に実施するため、保健福祉部長を班長とし、保健福祉部局を中心とした横断的な組織として、宇都宮市災害時要援護者支援班（以下「市支援班」という）を設置する。

市支援班は、各地区災害時要援護者支援団体間の連絡調整を行う事務局の役割も担う。

<組織体制>



<職員体制>

①	担当課	保健福祉総務課
②	担当課	高齢福祉課・障害福祉課・保健予防課
③	担当課	保健福祉総務課・高齢福祉課・障害福祉課
④	担当課	保健福祉総務課・生活福祉課・健康増進課

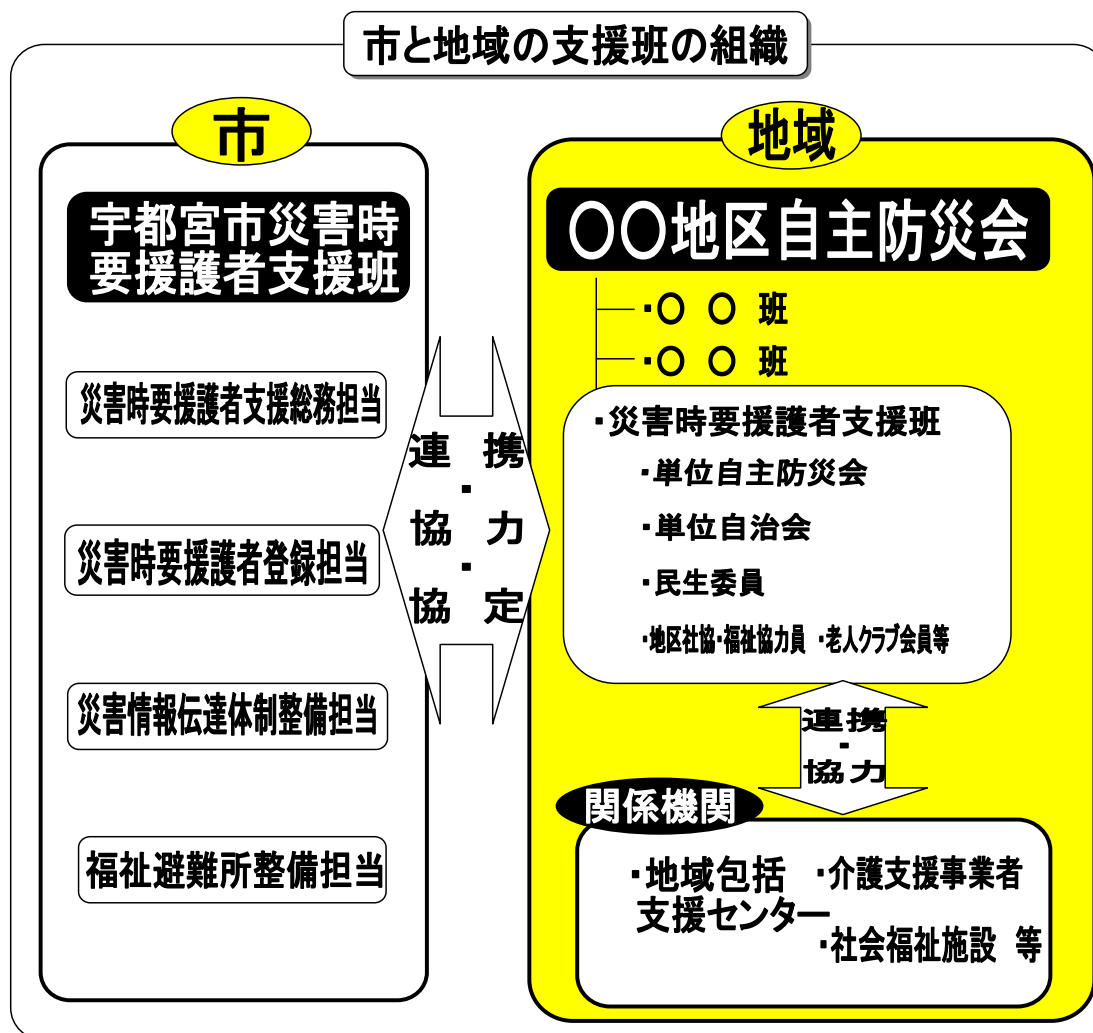
<災害時要援護者支援班の活動内容>

- ① 災害時要援護者支援総務担当
 - ア 市支援班の運営事務に関すること
 - イ 市支援班内の連絡調整に関すること
 - ウ 災害対策本部との連絡調整及び活動状況取りまとめに関すること
- ② 災害時要援護者登録担当
 - ア 要援護者情報の把握
 - イ 災害時要援護者の登録・台帳の作成
 - ウ 要援護者情報の関係機関との共有・活用・協定の締結
- ③ 災害時情報伝達体制整備担当
 - ア 災害情報伝達体制の整備
 - イ 地区災害時要援護者団体の活動支援
 - ウ 防災学習会や防災訓練への支援など要援護者支援活動の普及啓発
- ④ 福祉避難所整備担当
 - ア 福祉避難所の確保，整備
 - イ 避難所での要援護者支援体制の整備，調整

- ウ 医療支援スタッフの確保
- エ 避難所内の情報伝達体制の整備

2 地区災害時要援護者支援班の組織

各地区の自主防災組織，連合自治会，民生委員，地区社協等で構成する地区災害時要援護者支援班（以下「地区支援班」という）を設置し，具体的な要援護者の支援活動に取り組む。



<地区災害時要援護者支援班の活動>

- ア 要援護者情報の収集
- イ 災害時要援護者に係る台帳の作成

3 災害時要援護者登録制度

風水害や地震等の大規模な自然災害が発生したとき，地域の住民が協力し，要

援護者の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑に行なわれるようにするための制度である。

要援護者の概数

(H18.3.31) 人口：458,107人 世帯：183,278世帯

	登録の必要度の高いと思われる要援護者	人数	単位自治会(260世帯)の該当者
1	介護保険要介護3以上の居宅介護者	3,200	4
2	ひとり暮らしで見守りが必要な高齢者	500	1
3	身体障害者(1級・2級)	5,300	6
4	知的障害者(A判定)	1,000	3
5	精神障害者(1級)	200	1
	計	10,200	15

*対象者抽出にあたって、目安として示すもの

(1) 災害時要援護者に係る台帳による登録

自主防災会、自治会、民生委員、地区社協・福祉協力員・老人クラブ会員等を中心とした連携・協力体制を整備し、災害が発生したとき、要援護者を支援するのに必要な情報を記載した「災害時援護希望申込書兼台帳(以下「援護希望者台帳」という。)」を整備するものとする。

また、災害が発生した場合に、要援護者の居宅に駆けつけ、避難行動等を支援する避難支援者を選定し、要援護者の迅速な支援体制を確立するものである。

<避難支援者の役割>

①避難支援者は、災害発生時には、要援護者宅に駆けつけ、避難場所への誘導を行なう。誘導が困難な場合には、災害対策本部、自主防災会、民生委員等に連絡をとる。

②避難支援者は、災害発生後、要援護者の避難状況等を自主防災会に報告する。

(2) 要援護者情報の把握、共有及び活用

災害が発生したとき、災害時要援護者の避難行動をはじめ、安否確認等に対する支援を円滑に行なうため、援護希望者台帳(様式1)に基づき、必要な情報を搭載した宇都宮市災害時援護希望者リスト(様式2)(以下「援護希望者リスト」という。)を整備するものとする。

また、災害時要援護者に対して災害活動支援に利用することへの承諾を得たものとする。

【援護希望者台帳登録方法】

■第1段階

- ①市は、援護が必要と思われる方に、ダイレクトメール、広報うつのみや、市のホームページ等を利用し、災害時要援護者登録制度を広く周知する。
- ②避難支援希望者は、援護希望者台帳により、登録申請する。
- ③市は、あらかじめ、地域（自主防災会）と個人情報保護のための協定を結び、要援護者情報（援護希望者台帳）を地域に還元する。
- ④地区支援班は、市から提供された要援護者情報をもとに、要援護者宅を訪問し、災害発生時における避難支援者の選任と避難所を特定し、援護希望者台帳を作成する。
- ⑤市及び地区支援班は、それぞれ援護希望者台帳を保管し、災害発生時における、避難支援に活用する。

■第2段階

- ①市は、引き続き、広報うつのみや、市のホームページ等を利用した、災害時要援護者登録制度の周知を行ない、要援護者情報（援護希望者台帳）を、地域に還元するとともに、毎年1回要援護者リストの更新を行なう。
- ②地区支援班は、市から提供された要援護者情報とともに、自治会、民生委員等の日常活動の中で、地域自らが要援護対象者の把握を行い、要援護者宅を訪問し、災害発生時における避難支援者の選任と避難所を特定し、援護希望者台帳を作成する。

災害時要援護者への支援体制の整備にあたって

- ▶ 要援護者とは、一人では移動が困難な人、理解や判断が困難な人、情報を受け取ることが困難な人、精神的に不安定な人など、特に避難の支援を必要とする方々を対象とする。
- ▶ この制度を十分説明し、制度を利用するか否かは要援護者や家族に判断していただくものである。
- ▶ 要援護者のプライバシー情報を地域の避難支援者に必要に応じて開示することに同意していただくものである。
- ▶ 避難支援者の選定は、できる限り要援護者にしていただく。
- ▶ 避難支援者には責任を課すものではなく、善意により、災害時などに困っている人を助けていただくものである。

要援護者情報の把握、共有及び活用について

市

地域

宇都宮市保健福祉部
(高齢福祉課・障害福祉課)

協力
連携

〇〇地区要援護者支援班の設置
・自主防災会に設置
・自治会、民生委員、福祉協力員、
老人クラブ会員等を中心に活動

第1段階(平成19年度)

・ダイレクトメール
・広報うつのみや
・市ホームページ } 等を利用した周知

本人からの登録申請

避難支援希望者の整理・把握

情報提供
※自主防災会
と個人情報
保護のため
の協定締結

●地区要援護者支援班による
⇒避難支援者の選任
⇒避難場所の特定

・災害時援護希望者台帳の保管

情報共有

・災害時援護希望者台帳の管理
(地区災害時要援護者支援班・避難支援者)

第2段階(平成20年度～)

・広報うつのみや
・市ホームページ } 等を活用した周知

本人からの登録申請

・避難支援希望者の整理・把握

情報提供
および
情報共有

●地区要援護者支援班による
⇒避難支援者の選任
⇒避難場所の特定
●自治会、民生委員等の日常活動の
中での情報を基に、
⇒地域自ら要援護対象者の把握
による登録推進

・災害時援護希望者台帳の保管

情報共有

・災害時援護希望者台帳の管理
(地区災害時要援護者支援班・避難支援者)

4 災害情報伝達体制の整備

重要な災害情報を要援護者や避難支援者に対して、迅速かつ正確に伝達するため、要援護者の特性に応じた情報伝達ルート、手段を整備する。

(1) 多様な手段の活用による通信の確保

風水害時等における要援護者や避難支援者への避難準備情報等の伝達や、災害時に様々な関係機関との間で連携を図るため、防災行政無線、消防無線、関係者による直接口頭又はサイレン、広報車等により情報伝達を行う。

(2) 災害情報伝達支援者の登録

特に情報の伝達が困難な要援護者に対しては、直接、要援護者本人に災害情報を伝達する情報伝達支援者を選定し、要援護者台帳に登録する。災害情報伝達支援者は、避難支援者が兼ねることもできる。

5 福祉避難所の確保

災害時の避難所には、小中学校の体育館や地区市民センター等が指定される。要援護者については、身体介護や健康相談等の特別な配慮が必要であり、安心して避難生活ができる体制を整備した避難所を、福祉避難所として、確保する。

(1) 地区福祉避難所

風水害が予想される場合や大規模地震発生直後の避難においては、まず、学校などの身近な避難所へ避難する。一方、要援護者が介護や健康相談等を受けられるなど、一定の配慮がなされた部屋やエリア等を確保し、これを「地区福祉避難所」とする。

なお、避難者への支援は、公平を原則とするが、要援護者には十分に配慮する。

災害時要援護者への配慮

- ▶ トイレに近い場所の確保
- ▶ 寒くなく・暑くない場所への誘導
- ▶ 畳の部屋がある場合は要援護者を優先
- ▶ 可能な限りのプライバシーの確保
- ▶ 男女トイレの分離, 着替えスペース, 間仕切りの設置, 授乳スペース 等

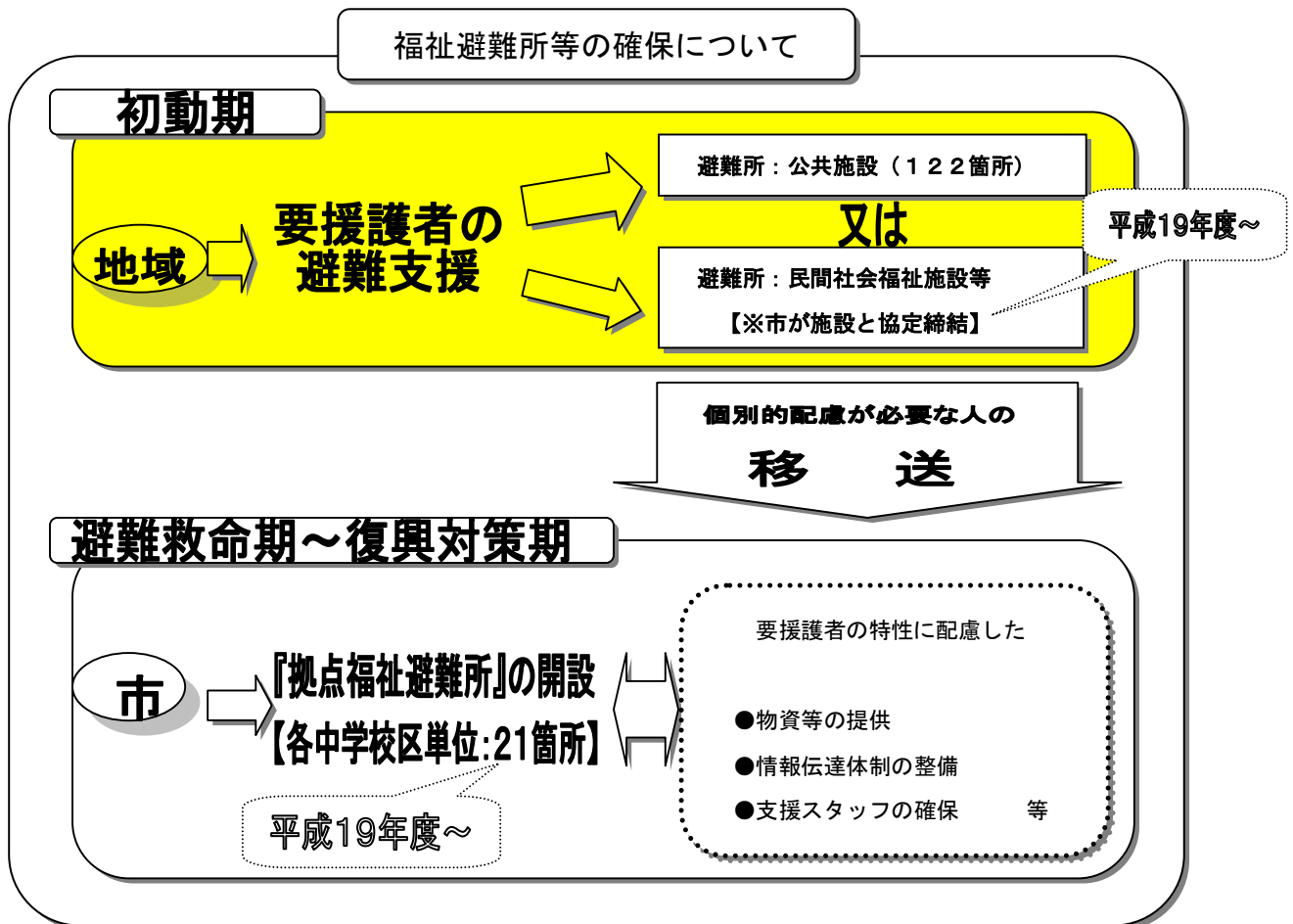
(2) 拠点福祉避難所【各中学校区単位】

身体介護や健康相談等の、保健・福祉サービスを提供できる拠点の施設として各中学校区単位として、地区市民センター等に「拠点福祉避難所」を整備する。要援護者の特性に配慮した、ニーズに応じた物資の提供、情報の伝達方法の整

備，相談窓口の設置，病院や社会福祉施設への移送などを行うほか，地区福祉避難所の支援をする。

(3) 民間福祉避難所

民間の社会福祉施設等で，災害時に民間福祉避難所として協力してくれる施設と協定書を締結するなど，災害時における要援護者の受入体制を整備する。



※民間社会福祉施設等との「協定締結」については，平成19年度から順次，実施していく。

※「拠点福祉避難所」の指定についても，平成19年度から順次，実施していく。

6 要援護者の防災知識の向上

要援護者自身が必需品の準備や避難経路・避難場所等を確認するなど，防災に関心を持ち，正しい知識を身につけられるよう，防災知識の普及啓発を図る。

7 避難支援者の育成

地域防災関係団体やボランティア等の中から，地域の要援護者支援活動を継続的・専門的に担う人材を，研修等を通して育成する。

第5 災害発生時の対応

災害発生時の対応

風水害時

(1) 災害発生の可能性が高まった段階から避難までの対応 (災害発生後6時間まで)

「避難準備(要援護者避難)情報」の伝達

地区福祉避難所の開設(地区避難所の一部に一定の配慮のなされた部屋やエリアを確保)

避難誘導

安否確認

在宅の要援護者の安否情報の確認

社会福祉施設等に入所している要援護者の安否情報等の把握

(2) 避難救命期(6時間～72時間)の対応

地区福祉避難所の運営

拠点福祉避難所の開設・運営(各中学校区単位)

保健師等支援スタッフの配置

情報の提供

・聴覚障害者⇒掲示板の張り紙、手話通訳、字幕番組受診機能付きテレビ、見えるラジオ等

・視覚障害者⇒校内放送などの音声情報、ラジオ、点字による情報

相談窓口の設置

ニーズに応じた物資等の提供

病院や社会福祉施設への移送

地区福祉避難所への支援

(3) 応急対策期(72時間～1週間)の対応

拠点福祉避難所の充実

生活支援スタッフの配置

- ・日常的な行動に介護を必要とする者⇒ホームヘルパー等
- ・聴覚障害者⇒手話通訳者等
- ・視覚障害者⇒ガイドヘルパー等

ボランティアとの連携

- ・ニーズの把握に努め、情報を共有し、ボランティアへ最新情報を提供

要援護者の特性に配慮した物資等の配布

- ・高齢者⇒車いす、携帯トイレ、紙おむつ等
- ・身体障害者⇒車いす、携帯トイレ、紙おむつ、ストーマ装具等

地区福祉避難所への支援強化

(4) 復旧期(1週間～)の対応

要援護者への相談体制の整備

災害時要援護者総合相談窓口の設置

巡回相談の実施(実態調査の実施)

保健福祉サービスの提供

- ・実態調査とニーズの把握に基づく、保健福祉サービスの提供

(5) 復興対策期(2週間～)の対応

必要に応じて、震災時と同様に対応

震災時

(1) 災害発生直後から救出救命期 (災害発生～6時間まで)

要援護者に対するメンタルケアの実施

要援護者に配慮した応急仮設住宅対策

要援護者等の優先入居

要援護者にやさしい仮設住宅の設置

定期的巡回の実施

住宅の斡旋

1 災害発生の可能性が高まった段階から避難（風水害）

(1) 避難準備（要援護者避難）情報の伝達

災害対策本部は、予警報等により風水害等の災害発生が予見される場合には、人的被害の可能性が高まった段階で、避難の勧告・指示に先立ち、「避難準備（要援護者避難）情報」を発令する。

市支援班は、地区支援班を通して、「避難準備（要援護者避難）情報」を要援護者に伝達する。

(2) 地区福祉避難所の開設

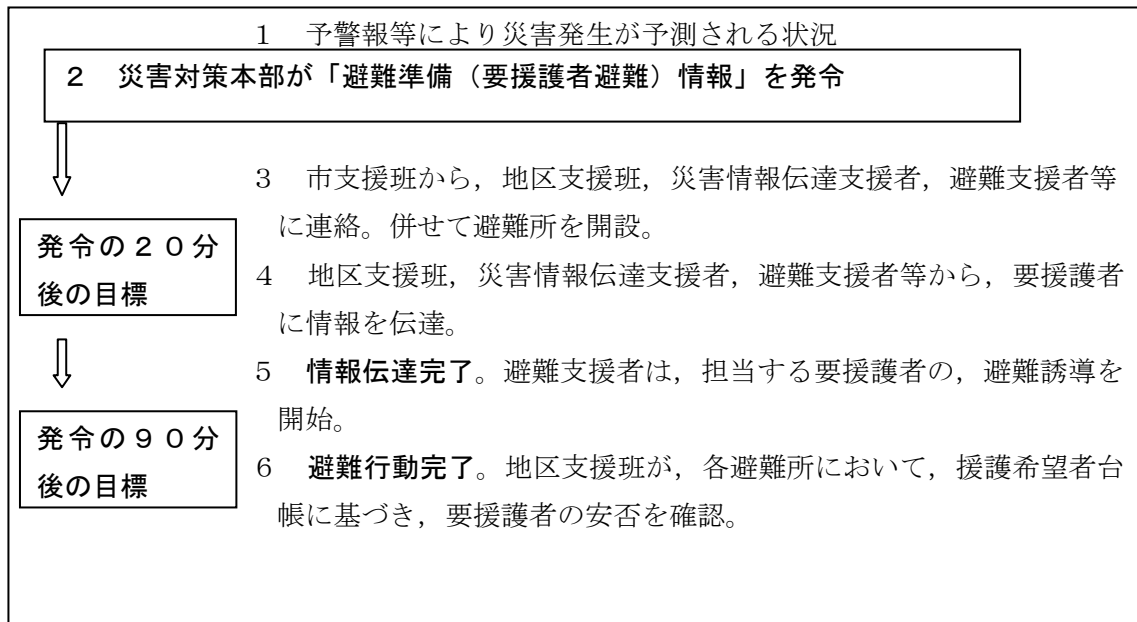
市の防災計画に定める「指定避難所施設の開設及び運営」担当班と連携し、避難所の一部に一定の配慮のなされた部屋やエリアを確保し、地区福祉避難所を開設する。

また、事前に締結した協定に基づき、民間社会福祉施設等においても、避難所を開設する。

(3) 避難誘導

避難支援者は、「避難準備（要援護者避難）情報」が発令された場合は、一般住民に先駆けて要援護者を援護希望者台帳に基づき、避難所等に避難させる。

<「避難準備（要援護者避難）情報」伝達の流れ>



(4) 安否確認

ア 在宅の要援護者の安否情報の把握

- ①地区支援班等は、各避難所において、あらかじめ把握している援護希望者リストに基づき、要援護者の安否確認を開始する。
- ②安否確認できない要援護者がいる場合は、速やかにその要援護者宅に安否確認に向かう。
- ③地区支援班は、要援護者の安否が確認できない場合、速やかに、その旨を市支援班に報告する。
- ④市支援班は、各避難所に照会するなど安否不明の要援護者の所在確認をするとともに、必要に応じて、消防や警察等に安否不明の要援護者の救助を要請する。
- ⑤市支援班は、要援護者の安否情報を集約する。

イ 社会福祉施設等に入所している要援護者の安否情報の把握

市支援班は、社会福祉施設等についても、被害状況や負傷者等の情報を集約する。

2 災害発生後～6時間までの対応（風水害及び震災）

(1) 地区福祉避難所の開設

「災害の可能性が高まった段階から避難までの対応」における(2)地区福祉避難所の開設と同じ。

(2) 避難誘導

避難支援者は、自分や家族の安全を確保した後、直ちに、要援護者を援護希望者台帳に基づき、避難所等に避難させる。

(3) 安否確認

「災害の可能性が高まった段階から避難までの対応」における(2)地区福祉避難所の開設と同じ。

3 避難救命期（6時間～72時間）の対応

(1) 地区福祉避難所の運営

市は、各避難所を円滑に運営するために設置する「避難所運営委員会」と連携し、要援護者の健康管理や健康相談、災害情報の提供、ニーズに応じた生活用品や物資等の提供を行なう。

また、必要に応じ、拠点福祉避難所や病院への移送を行なう。

地区支援班は、災害ボランティア等とともに、要援護者の避難所での生活の援助を行なう。

ア 情報の提供

要援護者にも情報がもれなく伝達されるように、複数の情報伝達手段を使って情報を提供する。

イ 相談窓口の設置等

地区福祉避難所における要援護者のニーズを把握するため、要援護者のための相談窓口を設置する。

ウ ニーズに応じた物資等の提供

要援護者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供する。

エ 病院や拠点福祉施設への移送

要援護者の定期的な体調把握に努め、拠点福祉避難所等への入所が適切と判断した要援護者を順次移送する。

また、医療機関での治療が必要となった要援護者を速やかに病院に搬送する。

(2) 拠点福祉避難所の開設・運営

身体介護や健康相談等必要な生活支援の提供体制や生活物資等の供給体制が整備され次第、拠点福祉避難所を開設する。

ア 保健師等支援スタッフの配置

要援護者の健康管理や健康相談等にあたれるよう、保健師等を配置する。

イ 情報の提供

要援護者にも情報がもれなく伝達されるように、複数の情報伝達手段を使って情報を提供する。

ウ 相談窓口の設置等

拠点福祉避難所における要援護者のニーズを把握するため、要援護者のための相談窓口を設置する。

エ ニーズに応じた物資等の提供

避難所における要援護者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供するとともに、地区避難所及び民間社会福祉施設等への生活物資等の供給支援を行なう。

オ 病院への移送

要援護者の定期的な体調把握に努め、医療機関での治療が必要となった要援護者を速やかに病院に搬送する。

カ 地区福祉避難所への支援

地区福祉避難所に対し、保健師等支援スタッフ等の巡回や物資の提供などの支援を行なう。

4 応急対策期（72 時間～1 週間）の対応（風水害及び震災）

(1) 拠点福祉避難所の充実

ア 支援スタッフの配置

自分の力だけでは生活が困難な要援護者に対しては、介護等の必要性に応じて、生活行動を支援するスタッフを配置する。

日常的な行動に介護を要する者	ホームヘルパー等
聴覚障害者	手話通訳者，要約筆記奉仕員等
視覚障害者	ガイドヘルパー，音訳奉仕員等

イ ボランティアとの連携

宇都宮市社会福祉協議会のボランティアセンター等と連携し，必要な場所に要援護者支援のためのボランティアを配置する。

ボランティアの活動に対するニーズは刻々と変化するため，市支援班，社会福祉協議会等は，随時，ニーズの把握に努め，情報を共有し，ボランティアに最新の情報を提供する。

ウ 要援護者の特性に配慮した物資等の配布

日常的に使われている物資等が要援護者の特性によって異なるため，相談窓口の設置や巡回相談等により要援護者のニーズを把握し，要援護者の特性に配慮した物資等を配布する。

食物アレルギーのある方は，一般の救援物資などが食べられないため，アレルギー用食品等を提供できるように，薬局等と事前協定を結ぶ。

高齢者	車いす，携帯トイレ，紙おむつ等
身体障害者	車いす，携帯トイレ，紙おむつ，ストーマ装具等

エ 地区福祉避難所の強化

各地からの保健師など支援スタッフの派遣や災害ボランティアの参加などにより，拠点福祉避難所の運営体制が充実した段階で，刻々と変化するニーズに応じた支援スタッフやボランティアの配置，生活必需品や救援物資等を配布等，地区福祉避難所の強化を図る。

5 復旧期（1 週間～）の対応（風水害及び震災）

(1) 要援護者への相談体制の整備

ア 災害時要援護者総合相談窓口の設置

保健福祉の相談窓口に災害時要援護者総合相談窓口を設置し，総合的な保健福祉に関する相談等を行う。

スタッフは、保健福祉部職員や宇都宮市社会福祉協議会職員、手話通訳者などの中から人選する。

イ 巡回相談の実施

保健師、ケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要援護者の実態調査、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行う。

巡回相談の実施方法

- ①実態調査、ニーズの把握には、災害時要援護者調査票を作成し、迅速かつ効果的に行う。
- ②地区支援班や民生委員と連携し、個別訪問による要援護者の実態調査、ニーズの把握を行う。

(2) 保健福祉サービスの提供

巡回相談チームによる実態調査とニーズの把握に基づき、必要な保健福祉サービスを継続的に提供するため、調査の集約やニーズ量を算出し、保健福祉サービス事業者と調整を行い、サービスの提供を開始する。

6 復興対策期（2週間～）の対応（震災・必要に応じて風水害）

(1) 要援護者に対するメンタルケアの実施

災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等から、心的外傷後ストレス（PTSD）等の心配があるため、被災した要援護者に対するメンタルケアを行う。

(2) 要援護者に配慮した応急仮設住宅対策

ア 要援護者等の優先入居

市は、要援護者の住居の損害が大きく、避難生活が長期化する場合には、すみやかに仮設住宅を設置し、要援護者の優先入居に配慮する。

イ 要援護者にやさしい仮設住宅の設置

要援護者が生活行動等に支障がないよう、要援護者の障害等に対応した使いやすいバリアフリーの仮設住宅の設置をする。

また、要援護者の生活環境は、災害前の生活圏内が望ましいことから、仮設住宅については可能な限り災害前の居宅に近い場所に設置する。

ウ 定期的巡回の実施

要援護者が居住する仮設住宅については、保健師、民生委員、ホームヘルパー等による定期的な巡回訪問により、安否や健康状態、生活状況等の確認

を行うとともに、必要に応じて在宅福祉サービスを提供する。

(3) 住宅の斡旋

要援護者の健康状態，必要な介護の状態等を考慮し，公営住宅等住宅の斡旋をする。

(様式1)

災害時援護希望申込書（兼台帳）

平成 年 月 日

（あて先）宇 都 宮 市 長

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、災害時の避難支援及び避難所における支援を希望し、同制度に登録することを希望します。

また、私が届け出た下記個人情報を市が地区災害時要援護者支援班、避難支援者、消防署、警察署等の関係機関に提供することを承諾します。

台帳登録者	代理記載及び 代理申込みの場合		登録者との関係	
	氏 名	印	氏 名	印
住 所	電話番号（ ）			
フリガナ		性別	生まれた年	
氏 名	印	男・女	明・大・昭・平 年	
緊急時連絡先（緊急時に連絡をとる人です。できるだけ記載してください。）				
フリガ ナ		続柄	住 所	電話番号
				（ ）
【特記事項】避難するときや避難所において配慮してほしいことなどを記入してください。				
<p>○ 身体状況 （例1）心臓病薬〇〇を服用している。 （例2）身体障害者（聴覚障害者）2級であり、言葉の聞き取りができない。 ⇒ 筆談でお願いしたい。</p> <p>○ その他の事項 家以外では主にどこで過ごしているか、その他の事項を記入してください。 （例1）日中は主に施設に通所している。通所先は〇〇施設</p>				

※避難支援者は、ボランティア精神に基づき支援をするものです。

※この台帳に記載された情報は、災害発生時に地域の支援により生命等の安全を図るものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

宇 都 宮 市

地域記入欄

避難支援者（基本的に情報伝達支援者を兼ねる）					
氏名		住所		電話番号	
氏名		住所		電話番号	
氏名		住所		電話番号	
地区避難所					
拠点福祉避難所					

.....

.....

.....

.....

.....

自治会長		電話番号	
民生委員		電話番号	

第14節 災害時要援護者支援計画

災害時の行動にハンディを負う傷病者、障害者、高齢者、子ども、外国人等の災害弱者に対して、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時の安全の確保に努める。

- 第1 地域における災害時要援護者安全対策
- 第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策
- 第3 災害時のケア体制の整備

第1 地域における災害時要援護者安全対策

保健福祉部（高齢福祉課、障害福祉課、児童福祉課）、行政経営部（秘書課）

傷病者、障害者、高齢者、子ども、外国人等は、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される。これらの災害弱者に対して、地域ぐるみの支援体制の確立を図るため、次の対策を推進する。

1 災害弱者の把握

在宅の災害弱者について日頃から次のような情報の把握に努めるものとする。

- ア 居住地、自宅の電話番号
- イ 家族構成
- ウ 保健福祉サービスの提供状況
- エ 近隣の連絡先、災害時の当該地域以外の連絡先その他災害時の安否の確認方法（複数の連絡先、安否確認方法等を把握）
- オ 緊急避難時に特別なケアが必要とする者

2 緊急通報システムの整備

災害時のひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システム等の整備を促進する。

3 防災知識の普及・啓発

在宅の要援護者やその家族に対して、災害時における的確な対応が図れるよう、防災知識の普及啓発に努める。

また、市在住の外国人に対し、パンフレット等による防災関連知識の普及啓発に努めるとともに、避難場所や緊急連絡先等について周知を図る。

一般市民に対しても、地域の助け合いを基本として、地域ぐるみで災害から弱者

を守るため、防災知識の普及に努める。

4 救出・救護体制の充実

消防等の防災関係機関による救出が困難な場合に備え、自治会や自主防災組織による災害弱者の救出・救護体制について指導を図る。

また、市や医療機関、福祉施設等は、災害弱者に対する災害発生時の迅速な援護活動体制を整える。

5 災害弱者のための避難所の確保

避難所での生活が困難な要援護者のために、関係機関の協力を得て、社会福祉施設等を臨時避難場所として確保するよう努める。

第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策

保健福祉部（高齢福祉課，障害福祉課，児童福祉課，保健予防課，健康増進課），
都市開発部（建築指導課），消防本部

市は社会福祉施設や医療機関に対し、次の対策を講じ、入所者、患者等の安全を確保できるよう、各施設の管理者へ安全対策の徹底を要請する。

1 社会福祉施設における対策

(1) 地震防災応急計画の策定

社会福祉施設の管理者は、地震発生時に迅速な対応ができるよう、防災組織体制、出火防止対策、救護対策、避難対策、備蓄計画等その他必要事項を定めた地震防災応急計画を作成し、職員等への周知徹底を図る。

(2) 防災教育・訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、職員、利用者の防災訓練を定期的実施し、災害時の対応能力向上を図る。また、地域住民に災害時の避難活動の協力を要請する等、地域ぐるみの自主防災体制の確立に努める。

(3) 夜間体制の充実

特別養護老人ホーム，更生援護施設等の夜間体制の充実に努める。

(4) 防災設備の整備推進

建物の耐震耐火化に努めるとともに、特にスプリンクラーの設置義務対象施設については、早急な設置を指導し、対象外施設についても設置の促進に努める。

(5) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努め

る。

2 病院・診療所及び介護老人保健施設における対策

(1) 入院患者の把握

平常時から入院患者の実態把握に努め、非常時、患者等の容態に応じた適切な避難、搬送体制がとれるよう備える。

(2) 防災教育・訓練の実施

年間2回以上の訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。また、避難器具の設置場所、使用方法等を患者及び職員に周知する。

(3) 自力避難困難者等への配慮

病院においては、重症患者を看護師詰所等に隣接して収容するなど、容易な避難誘導、搬送が可能なよう配慮する。

また、老人保健施設においても、自力避難が困難な入所者の療養室はできるだけ1階にする等の対策を講じる。

(4) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

第3 災害時のケア体制の整備

保健福祉部（保健予防課，健康増進課，高齢福祉課，障害福祉課，児童福祉課），
行政経営部（行政経営課）

被災時の災害時要援護者等の支援策として、平常時次のような体制を整える。

1 生活支援体制の整備

災害時要援護者のニーズを把握し、ボランティア等の協力による支援体制を整備する。

2 避難所等への配慮

災害時要援護者対応の食品（柔らかいもの，粉ミルク等）や資機材（車椅子，障害者用トイレ，ベビーベッド等）の備蓄・調達体制を整備し，被災時の配備，配布に対応する。

第15節 災害時要援護者対策計画

災害発生後速やかに災害時要援護者の安否を確認するとともに、聞き取り調査や相談窓口の設置等により、必要な援護内容等を把握し、生活支援策を実施する。

第1 災害時要援護者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

第2 災害時要援護者支援策の実施

第1 災害時要援護者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

保健福祉部（援護班，生活班）

1 在宅災害時要援護者

災害発生後，速やかにひとり暮らし高齢者，在宅の障害者等について安否確認を行い，所在等について把握する。

また，巡回による聞き取り調査を実施し，生活状況，健康状態，必要としている援護内容等について把握する。

2 避難所

避難所においては，管理運営責任者を通じ，避難している災害時要援護者の生活状況，健康状態，必要としている援護内容等について調査を実施する。

3 相談窓口の設置

避難所等に相談窓口を開設し，災害時要援護者や避難所周辺住民に対する相談業務を行う。

第2 災害時要援護者支援策の実施

自治振興部（みんなでまちづくり班），保健福祉部（援護班，生活班）

1 社会福祉施設・病院等への入所の調整

社会福祉施設や病院等への入所が必要と認められる災害時要援護者については，優先的に入所できるよう，関係機関等との調整を図る。

2 仮設住宅等への優先入居

家屋の焼失，損壊等の被災を受けた災害時要援護者に対し，仮設住宅や公営住宅に優先的に入居できるよう配慮する。

3 ボランティアによる支援

災害時要援護者の要援護状況に応じ、ボランティア等の協力により、支援を行う。

4 生活物資等の配布

災害時要援護者対応の食品（柔らかいもの、粉ミルク等）その他生活用品について、必要に応じ調達し、配布する。

5 避難所等への配慮

避難所においては、必要に応じ、車椅子、障害者用トイレ、ベビーベッド等災害時要援護者対応の資器材を配備する。

平成18年度

宇都宮市災害時要援護者対応マニュアル

平成19年3月 発行

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 保健福祉部 保健福祉総務課 632-2918

生活福祉課 632-2070

高齢福祉課 632-2356

障害福祉課 632-2361

〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地

保健所 健康増進課 626-1126

保健予防課 626-1116